

## 高知競馬場内サービス施設運営事業プロポーザル選考要領

高知競馬場内サービス施設運営事業に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 選考の対象となる事業者

選考は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知競馬場内サービス施設運営事業プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

#### 【1階の区画】

審査項目の合計点数は110点とし、審査項目と項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方 (10点)
- (2) 事業展開 (50点)
- (3) 店舗内容 (50点)

#### 【4階】

審査項目の合計点数は130点とし、審査項目と項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方 (10点)
- (2) 営業内容 (50点)
- (3) 実施体制・店舗内容 (50点)
- (4) その他 (20点)

### 3 選考委員会

参加者から提出された出店申込書等に基づきプレゼンテーションを行う選考委員会を令和5年6月15日（木）又は16日（金）に開催します。

日時、場所、プレゼンテーションの時間等は、参加者に個別に別途お知らせします。

### 4 選考の方法

- (1) 選考委員会では、提出された出店申込書等をもとに審査を行います。
- (2) 各選考委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての審査が終了した時には、各選考委員の審査結果を集計後、総合得点の高い順に貸付の相手方となる候補者と次点者を、区画ごとに決定します。

ただし、総合得点が全体の5割に満たなかった場合は候補者として選定しません。

## 5 スタンド棟1階の2区画の候補者及び次点者について

スタンド棟1階の2区画は、次の考え方に基づいて候補者及び次点者を決定する。

- ① 原則、点数が上位の2者を候補者とし、3～4位の2者を次点者とする。
- ② 区画の割り当ては、点数が上位の者からその希望に沿って行う。
- ③ 区画の希望よりも、①を優先する。
- ④ ただし、いずれか片方の区画のみを希望する者は、上記によらず、その区画についてのみ選考する。

(例1)

	点数	第1希望 第2希望	選考結果
事業者A	600点	区画1 区画2	区画1候補者
事業者B	550点	区画1 区画2	区画2候補者
事業者C	500点	区画1 区画2	区画1次点者
事業者D	450点	区画1のみ	—
事業者E	400点	区画1 区画2	区画2次点者

点数が最も高いため、①②により希望する区画1の候補者となる。

点数が2番のため、①③により、区画2の候補者となる。

点数は4番だが、区画1のみの希望のため、④により区画2の次点者にはならず、選外となる。

点数は5番だが、事業者Dが選外となっているため、区画2の次点者となる。

(例2)

	点数	第1希望 第2希望	選考結果
事業者A	600点	区画1 区画2	区画1候補者
事業者B	550点	区画1のみ	区画1次点者
事業者C	500点	区画1のみ	—
事業者D	450点	区画2のみ	区画2候補者
事業者E	400点	区画1 区画2	区画2次点者

点数は2番だが、区画1のみの希望のため、④により区画2の候補者ではなく、区画1の次点者となる。

点数は3番だが、区画1のみの希望のため、④により選外となる。

点数は4番だが、事業者B、Cが選外のため、区画2の候補者となる。